

## 第2章

## 意匠における取組

我が国企業は、近年の新興国企業の技術力の向上、製造手法のモジュール化等を背景に、コスト競争や従来の技術優位のみでの産業競争力維持が極めて困難な状況となってきた。そのため、消費者の購買意欲を直接的にかき立てる製品デザインの価値が見直されてきており、多くの企業はデザインを製品の魅力を向上させるべき手段として認識している。他方、優れたデザインは利益を生み出す反面、それに便乗するような模倣品が発生する可能性も高い。デザイン戦略により高付加価値化した製品の利益を正当に確保するためには、意匠権による保護が必要不可欠であり、意匠権による効果的な保護を可能とするためには、ユーザーにとっていかに使いやすい意匠制度とするかが重要となる。

また、我が国企業活動の更なるグローバル化に伴い、海外、特にアジアの新興国など競争環境の激しい地域では模倣問題が多発しており、その対策として意匠権が有効であるとの評価と期待が示されている。我が国企業が、国内外の市場において外国企業と競争していくためには、簡便で低廉な国際意匠登録制度の導入や、我が国意匠制度ユーザーの利便性向上を前提とした意匠制度の国際調和等が不可欠となっている。

このような状況に対応するため、特許庁は、2014年度に主に次の取組を実施した。

## 1 創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について

企業活動のグローバル化に伴い、模倣被害の防止、デザインによるジャパンブランドの更なる発信が国際競争力を確保する上で重要となってきた。実際に、国際的な意匠権保護に対する意識の高まりを背景に、企業の出願行動の海外シフトが進んでいる。このため、デザインを原動力とした企業の国際展開を加速化させるため、意匠制度の国際対応を図る必要がある。とりわけ、国際的な意匠権取得手続の容易化、意匠法による保護対象の不整合の解消は、喫緊の検討課題であると考えられる。

こうした状況を背景に、日本再興戦略（2013年6月閣議決定）において、知的財産制度の抜本的強化策の柱の一つとして、「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」（以下、「ジュネーブ改正協定」）に加入することにより、新興国を含めたグ

ローバルな権利保護を支援することが掲げられた。また、「知的財産推進計画2014」では、画像デザインの意匠の保護の在り方を検討することが、産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築に向けて、取り組むべき施策として位置づけられている。

## (1) 複数国への一括出願を可能とするジュネーブ改正協定への加入に関する取組

## ① 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会における検討

2014年1月、産業構造審議会知的財産分科会第3回意匠制度小委員会において、報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」が取りまとめられ、同年2月の第5回知的財産分科会においても了承された。

上記報告書では、簡便な手続による複数国

2-2-1 図 ジュネーブ改正協定加入に向けた対応の方向性

検討を行った主な課題	対応の方向
複数意匠一括出願	複数意匠一括出願を受け入れる
公表の延期	最長 30 か月の延期を認める
国際出願への適用	
・新規性喪失例外	適用する
・部分意匠	適用する
・秘密意匠	適用しない
公報発行、原簿管理	日本国内での公報発行及び原簿管理を行う
手数料納付形式	一括納付 (拒絶の場合は登録料相当分を返還)
自己指定	許容する
国内官庁を通じた出願	受け付ける
国際公表後の補償金請求権	導入する
国際分類と日本意匠分類	両分類を併用する

での意匠権の取得及び管理を可能とするジュネーブ改正協定への加入に向けた方向性が示された。

②意匠法改正及びジュネーブ改正協定への加入

上記報告書の内容を踏まえた意匠法改正法案が第 186 回通常国会に提出され、2014 年 4 月に可決・成立した。また、同年 5 月には、同協定への加入が国会承認された<sup>1</sup>。

これを受け、改正意匠法の実施のために必要な政令及び省令の整備を進め、日本政府は、2015 年 2 月 13 日に、ジュネーブ改正協定の加入書を世界知的所有権機関 (WIPO) 事務局長に寄託した。

ジュネーブ改正協定は、加入書寄託の 3 か月後である 2015 年 5 月 13 日に日本について発効し、同時に改正意匠法も施行され、その日以降、日本国特許庁は、ジュネーブ改正協定締約国の国内官庁として、国際出願の取扱いを開始している。

③意匠審査基準の改訂

日本国を指定締約国とする国際出願について、ジュネーブ改正協定のルールの下、日本の意匠法の規定による実体審査を適切に行うため、意匠審査基準ワーキンググループにおいて意匠審査基準の改訂について検討を行った。改訂意匠審査基準の内容は、パブリックコメントを経て、2014 年 12 月に了承された。

1. 第 2 部第 8 章 1. (3) 参照

Column 14

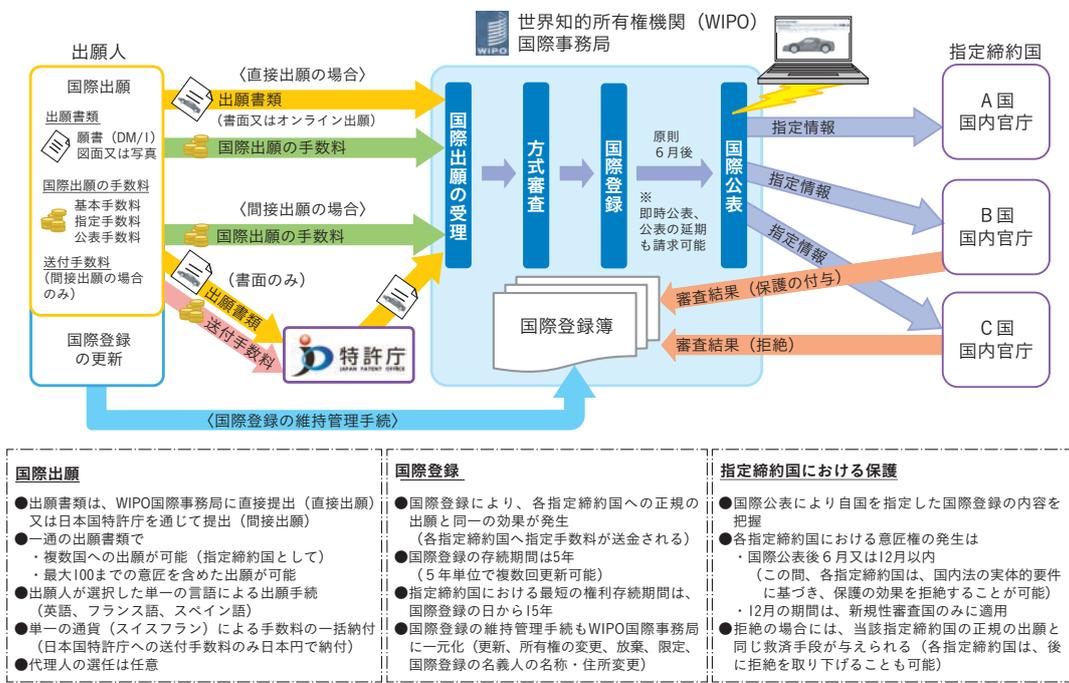
## ハーグ協定に基づく意匠の国際登録制度が利用可能になりました！

ハーグ協定は、世界的知的所有権機関（WIPO）が管理・運営する、国境を越えた意匠登録手続の簡素化と経費節減を目的とした国際条約です。1925年に制定された意匠の国際的な寄託制度を母体としてスタートし、幾度かの改正の後、実体審査国等の参加による地理的な拡大を目指して、1999年にハーグ協定ジュネーブ改正協定が採択されました（2015年5月13日現在、49の国と政府間機関が参加）。

企業活動の急速なグローバル化を背景に、我が国もこのジュネーブ改正協定への加入について検討を進め、国内法令の整備、国会での承認等を経て、2015年2月13日に、WIPO事務局長に協定加入書を寄託しました（米国も同日に寄託しました）。これにより、我が国では、加入書寄託のちょうど3か月後にあたる2015年5月13日に協定の効力が発生し、日本のユーザーの皆様にも意匠の国際登録制度をご利用いただけることになりました。

これまで海外で意匠権を取得する場合には各国に直接出願しなければならず、その国の言語や様式で書類を作成し、国ごとに現地代理人を要するなど、翻訳費用や代理人費用まで負担する必要がありました。この意匠の国際登録制度においては、国際出願などWIPOに対する手続は全て、英語、フランス語、スペイン語の中から選択した一つの言語を使用して行います。また、一つの国際出願で複数の指定締約国を選択することができ、最大100までの意匠を含めることもできます。国際登録の更新や意匠権の移転等も、WIPOに対する一つの手続で可能となるため、登録後の意匠権の管理も容易になります。

つまり、この制度を利用すれば、一つの国際出願手続で簡便に各国での意匠権取得が可能となり、権利の維持管理を含めた直接、間接のコスト削減を図ることができるようになります。



ジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度の手続概要

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願に関して

[http://www.jpo.go.jp/seido/kokusai/kokusai\\_shutugan3/index.html](http://www.jpo.go.jp/seido/kokusai/kokusai_shutugan3/index.html)

## (2) 意匠の国際分類を定めるロカルノ協定への加入に関する取組

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会での検討を経て、2014年5月、第186回通常国会において「1979年9月28日に修正された1968年10月8日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定」（以下「ロカルノ協定」という。）への加入が承認され、同年9月24日に、日本において同協定が発効した。

日本における意匠の国際分類（以下「国際意匠分類」という。）のより適切な付与や整備に向けた取組に関し、意匠審査基準ワーキンググループにおいて検討を行い、パブリックコメントを経て、2014年12月に「ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針」を決定した。

## (3) 画像デザインの保護拡充に向けた検討

情報技術の発展を背景に、ソフトウェアに用いられるグラフィカル・ユーザー・インターフェイスの画像デザインの重要性が高まる中、意匠制度小委員会において、2011年12月から、画像デザインの保護拡充について検討が行われ、報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」が取りまとめられ、2014年2月24日の第5回知的財産分科会において承認

された。

同報告書では、今後、以下のように検討を進めることとされた。

- ・イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索支援ツールの準備に直ちに着手し、2015年度中のサービス導入を目指す。
  - ・当該検索支援ツールのサービス導入を前提としつつ、審査基準を改訂することにより画像デザインの保護対象を拡充することを視野に入れ、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行う。
  - ・意匠制度小委員会では、当該ワーキンググループでの検討結果を踏まえて制度の在り方について更なる検討を行うこととし、それに合わせ、実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化し、エンドユーザーの行為、プロバイダ等の行為等の取扱いを整理すべく検討を行う。
  - ・これら検討の状況、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点等を踏まえつつ、中長期的には、クリアランスツールの精度を高めることを大前提に、同報告書に示された課題を中心に、制度の在り方を引き続き当小委員会において検討する。
- 2015年3月以降、意匠審査基準ワーキンググループにおいて、画像の意匠の登録要件（保護拡充）及び画像の意匠の創作非容易性判断基準の明確化について検討を行っている。

## 2 意匠審査の品質向上に向けた取組

### (1) 品質管理に関する取組

特許庁では、審査の質の維持・向上を図るため、意匠審査部門の管理職による審査内容のチェック（決裁）、意匠審査基準の改訂や検索システムの充実等の取組を行ってきた。審査資料の増大が見込まれる中、安定した審査結果を提供していくため、庁内組織である意匠審査品質管理委員会を設置し、品質管理に関する各種施策の実施及び改善に取り組んでいる。

#### a. 品質ポリシー・品質マニュアルの公表

2014年8月に、質の高い意匠権の設定に向けた品質管理の基本原則となる「意匠審査に関する品質ポリシー」を公表し、2014年12月に、品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化した「意匠審査の品質管理に関するマニュアル」を公表した。

#### b. 意匠審査のばらつき抑制のための取組

案件の処理方針等のばらつきを抑制するため、審査官と決裁者間の協議を行い、必要に

応じて審査官へ情報を共有している。

c. 品質保証

審査官が行った審査の内容（審査の判断や通知文書の記載等）について、意匠審査部門の管理職が全件チェック（決裁）を行っている。

d. 品質監査

決裁が終了した案件からサンプルを抽出し、法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているか、といった観点から品質監査を行っている。

e. ユーザーニーズの把握

意匠審査の質の改善に役立てるため、品質監査の対象となった個別案件について、ユーザーにアンケート調査を行っている。また、企業との意見交換会や個別案件に関する情報提供の受付も行っている。

(2) 審査品質管理小委員会の設置

特許庁における品質管理の実施状況・実施体制等について外部から客観的な評価を受け、それを審査の品質改善に反映することを目的として、2014年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に審査品質管理小委員会を設置した。

### 3 デザイン・意匠制度の活用の促進

近年、顧客の嗜好性や使用感などの観点を重視し、安易なコスト競争に陥らずに高付加価値化を進めるために、デザインを活用した製品開発の導入が進んでいる。

我が国特許庁は、企業が戦略的にデザインを活用しつつ意匠制度を利用できる環境を醸成するために、専門家の派遣、デザイン産学連携の促進等の取組を実施している。

(1) デザイン・意匠制度の活用のための専門家派遣

我が国特許庁では、2012年度から、知財総合支援窓口<sup>1</sup>を活用して、戦略的なデザイン開発と意匠制度の活用支援を強化する施策を開始した。

具体的には、(i) 地域に不足するデザイ

ン及び意匠制度に関する専門家の派遣、(ii) 知財総合支援窓口担当者向けの研修において、中小企業におけるデザイン活用及び意匠制度の戦略的な活用に関して支援事例を用いた講義を行った。

(i) については、商品の開発段階から知的財産マインドを向上させ、加えて、その販



デザインに関する相談をきっかけに、商品化や展示会出展を行った健康器具（O脚矯正具）福祉機器と陶磁器の事例

1. 第2部第6章3.(1)参照

売まで視野に入れた戦略的な意匠出願を支援することを目的としている。案件に応じて、デザインコンサルタント、デザイナー、意匠活用のノウハウを有する弁理士を全国に派遣し、知財総合支援窓口担当者同席の下、地域中小企業からの相談を受けている。なお、2013年度からはブランド・商標及び海外知的財産の専門家派遣も開始した。

デザインについては、商品戦略の整理、自社のセールスポイントの抽出、販売経路の検討、製品設計の見直し提案、製品形状への一般的なアドバイス等の相談対応を行い、意匠制度については、製品形状に応じた効果的な出願方法、先行意匠との類否関係のアドバイス、部分意匠出願や部品の意匠出願の使い分け、海外出願時の留意点、他法域との保護の組合せ等の相談対応を行った。また、相談内容によっては、両専門家を同時に派遣し、現時点の製品の出願相談とその製品デザインの更なる改善相談を合わせて行った。

相談企業の製品分野としては、医療機器、福祉・介護用品、重量物保管ラック、スピーカー、空気清浄機等から、小さなものでは靴ひも留め具、イヤホン、スマートフォン用アクセサリ、手袋まで、幅広い物品のインダストリアルデザインに関する依頼に対応した。また、その他にも陶磁器、漆器、ガラス工芸、木工等のクラフトデザインに対する依頼や、果物の加工品、水産加工品、菓子、酒類、お茶等の食品パッケージデザインに対する依頼等に対してもデザイン活用・意匠制度活用の両面から専門家を派遣した。

デザイン・意匠専門家派遣について、2014年度は51回実施した。意匠制度に関する支援の結果、専門家の派遣後に意匠出願に至ったものが多数あり、また、デザインを活用した開発の支援では、支援後に商品化や展示会出品が行われた事例が複数あり、その

市場展開に向けた意匠権・商標権の取得についても相談支援を行った。

## (2) デザイン産学連携及び大学発デザイン保護の促進

近年、美術・デザイン系大学等が企業と協働し、地域や大学の特色をいかしつつ、新たなデザインを創出するデザイン産学連携の取組が活発化している。例えば、大企業の委託を受けた大学が、先進的な製品・サービスの提案や人間工学等に基づいた客観的な製品評価を行う例、また、中小企業が自社技術を活用した製品を大学と共同開発する例など、多様な取組が行われている<sup>1</sup>。

### ① デザイン産学連携に適した標準的な契約ひな形の提示

デザイン産学連携が活発化している一方で、美術・デザイン系大学等と企業等がデザイン契約を行うに当たり、知的財産の取扱いに関して多くの課題があることが明らかになっている。そこで、特許庁では大学における多様なデザインの創作実態を踏まえ、現行の産学連携で用いられている契約内容を分析し、産学双方が公平に利益を享受しうるデザイン産学連携に適した標準的な契約ひな形を提示した<sup>2</sup>。

### ② 美術・デザイン系大学等のネットワークへの広域大学知的財産アドバイザーの派遣

美術・デザイン系大学は、一般に総合大学や理工系の大学に比べ知的財産管理体制の整備が遅れている。特許庁・INPITは、美術・デザイン系大学等からなる広域大学ネットワークに対しても、知的財産マネジメントに精通した専門家である広域大学知的財産アドバイザーを派遣し、適切な権利保護・活用を行える仕組みづくりの推進を図っている。

1. 特許庁「平成22年度大学知財研究推進事業—大学発デザインの産学連携及びその保護の取り組みに関する研究報告書—」  
2. 特許庁「平成23年度大学知財研究推進事業—デザイン産学連携の多様性を踏まえた契約の在り方に関する研究報告書—」



えることが、戦略的な意匠権活用を検討する上での一助となると考え、2015年1月から、登録査定に参考文献情報を記載した通知書を添付することで、意匠公報に掲載する参考文献情報を事前に通知する運用を開始した。

### (3) 意匠審査スケジュールの公表

意匠制度ユーザーが意匠登録出願する際の参考となるよう、特許庁ウェブサイトにおいて「意匠審査スケジュール<sup>1)</sup>」を公表している。意匠審査スケジュールは、所定の出願年月に出願された意匠登録出願の審査予定時期を意匠分類ごとに示したもので、四半期ごとに審査終了情報の追加等の更新を行っている。この意匠審査スケジュールを参照することによって、出願人は自らの意匠登録出願の審査結果がどの時期に届くか知ることができ、効果的なタイミングでの権利化が可能となる。

### (4) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)による類似・関連意匠情報の提供

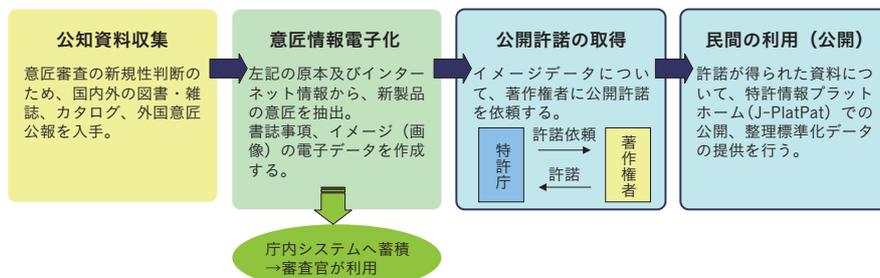
意匠の類否判断の参考となるよう、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)(2015年3月22日までは特許電子図書館(IPDL))において、本意匠と類似意匠・関連意匠の関係を簡単に検索できる「類似・関連照会」サービスの提供を2006年3月から開始している。この機能により、日本意匠分類ごとに本

意匠と類似意匠若しくは関連意匠として登録された相互に類似する意匠を参照することができ、類否判断の日安とすることができる。

### (5) 意匠公知資料の公開

特許庁では、意匠審査における新規性及び創作性の判断のために、国内外の図書、雑誌、カタログ、インターネット等から新規な製品の意匠を抽出して、書誌的事項と製品の写真や図表等を電子化したものを、意匠公知資料として整備し、主要な審査用資料としている。これらの意匠公知資料を一般公開することによって、企業等において先行意匠調査や意匠権調査のほか、新たなデザイン開発を行う際の参考資料としても利用できるようになり、我が国における、より一層独創的で付加価値の高いデザインの創作を促す効果が期待できる。そのため、特許庁が電子化した意匠公知資料を対象として著作物利用許諾を得る事業を2007年度から開始しており、利用許諾を得た意匠公知資料に関しては、J-PlatPat(旧IPDL)等を通じて広く一般公開している。J-PlatPat(旧IPDL)においては、2006年3月より、意匠公知資料番号からその資料の書誌及びイメージを照会可能とする「意匠公知資料照会」サービス、また2009年10月より、物品名や日本意匠分類による検索が可能な「意匠公知資料テキスト検索」サービスを提供している。

2-2-3 図 意匠公知資料の収集と公開の概要



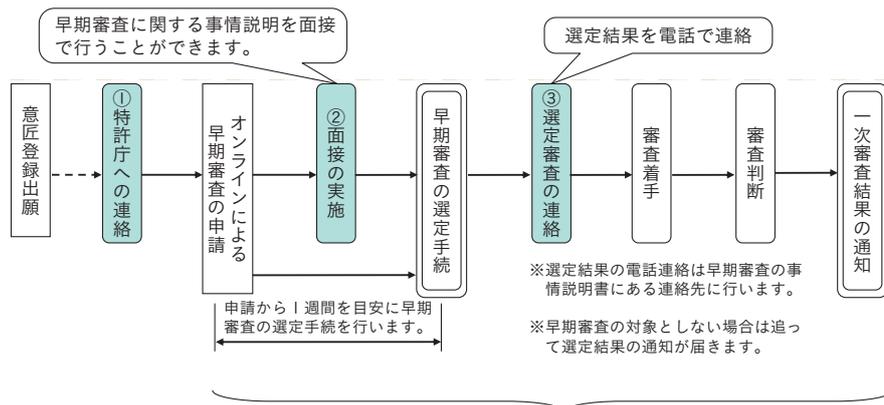
1. [http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/pdf/isyou\\_schedule\\_j.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/isyou_schedule_j.pdf)

## 5 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用

意匠登録出願に関する早期審査制度は、1987年12月15日に導入され、(i) 権利化について緊急性を要する実施関連の意匠登録出願や、(ii) 外国にも出願している意匠登録出願を対象としている。また、2011年8月からは、東日本大震災による被害を受けた企業等の意匠登録出願についても早期審査の対象としている。2014年の早期審査は119件の申請があり、申請から一次審査結果の通知を発送するまでの期間は平均1.9か月であった。

また、2005年4月からは、模倣品が発生した場合に意匠権による早期の対策を図ることができるよう、模倣品対策に対応した早期審査制度の運用を行っている。この運用では、出願手続に不備のない出願であれば、早期審査の申請から1か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2014年は、模倣品対策に対応した早期審査は9件の申請があり、申請から一次審査結果の通知を発送するまでの期間は平均0.7か月であった。

2-2-4 図 「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要



模倣品が発生したことを要件とする早期審査は申請から1か月以内に一次審査結果の通知を行います。

## Case 3

## 知的財産活用企業 —2015年度知財功労賞受賞企業より その3—

意匠は「技術を保護する特許」、「ブランドを保護する商標」の両方の側面を持つ知的財産権と捉え、事業への最大限の活用を図るサントリーホールディングス株式会社

サントリーホールディングス株式会社（大阪府）は、“水と生きる”をコーポレートメッセージに掲げ、ウイスキーやビール、ワイン、清涼飲料や健康食品などのさまざまな事業分野を開拓し、ユーザーに水と自然の恵みを届ける総合酒類食品企業である。

国内外のサントリーグループの知的財産については、サントリーホールディングス株式会社の知的財産部が統括しており、一部、知的財産機能を有しているグループ事業会社もあるが、同社の知的財産部と連携して活動している。知的財産権は事業経営の重要な資産として位置付けており、経営層が参画する「発明委員会」を設置し、特許・意匠・商標を中心とする知的財産に関する定期的な議論・共有化を行っている。

ブランドがより重視される食品業界では、知的財産はそのブランドを守る大きな役割を果たしていると認識しており、デザイン保護にかなり力を入れている。歴史的にパッケージを中心とするデザイン創作を重視しており、食品業界でインハウスのデザイン部門を持つ企業が少なくとされる中、グループ内にデザイン部門を設置している。また、グループ事業会社の商品開発担当者、デザイン部門のデザイナー、パッケージ設計部門の技術担当者等を対象に、意匠の勉強会を定期的に行い、知財風土の醸成を図っている。

意匠の出願戦略として、①ブランド資産となりうる特徴的なパッケージデザインを出願、②物品の技術的・機能的な設計の形状部分を捉えて出願、③独創的な販促ツールアイデアを出願、といった三つの観点で出願。意匠は、「技術を保護する特許」、「ブランドを保護する商標」の両方の側面を持つ知的財産権と捉え、事業への最大限の活用を図っている。また、商品のパッケージのみならず、オリジナリティのある創作と判断した販売促進用のツールやグッズにも積極的に出願するようにしている。

模倣品は食品事業にとっては健康被害を伴う甚大なリスクであり、その対策は極めて重要である。そのため、実施意匠のみならず意匠制度さらには他の知財制度をも最大限活用し、権利範囲の最大化を図る工夫を行っている。例えば、重要商品の「サントリー烏龍茶」の容器形状は、ラベルの有無、ペットボトルの表面模様のパターンや向き等が異なるバリエーションを関連意匠として出願、デザイナーが創作のポイントと考える特徴点を部分意匠として出願する等、複数の意匠を出願。「角ハイボール」は、実施している亀甲模様のみならず、格子模様等の創作時に発想を得た異なる意匠を出願し、さらにはその製缶方法に関連する特許出願も行い、知財ミックスを形成するようにしている。

近年、事業のグローバル化が加速する中、従来意匠出願していたエリアに加え、東南アジアを中心に出国のバラエティ増加に伴い、海外業務のレベルアップを図っている。



「赤玉ポートワイン」  
（1907年発売）



「サントリーウイスキー角瓶」  
（1937年発売）



「角ハイボール」  
（2009年発売）



緑茶「伊右衛門」  
（2004年発売）